



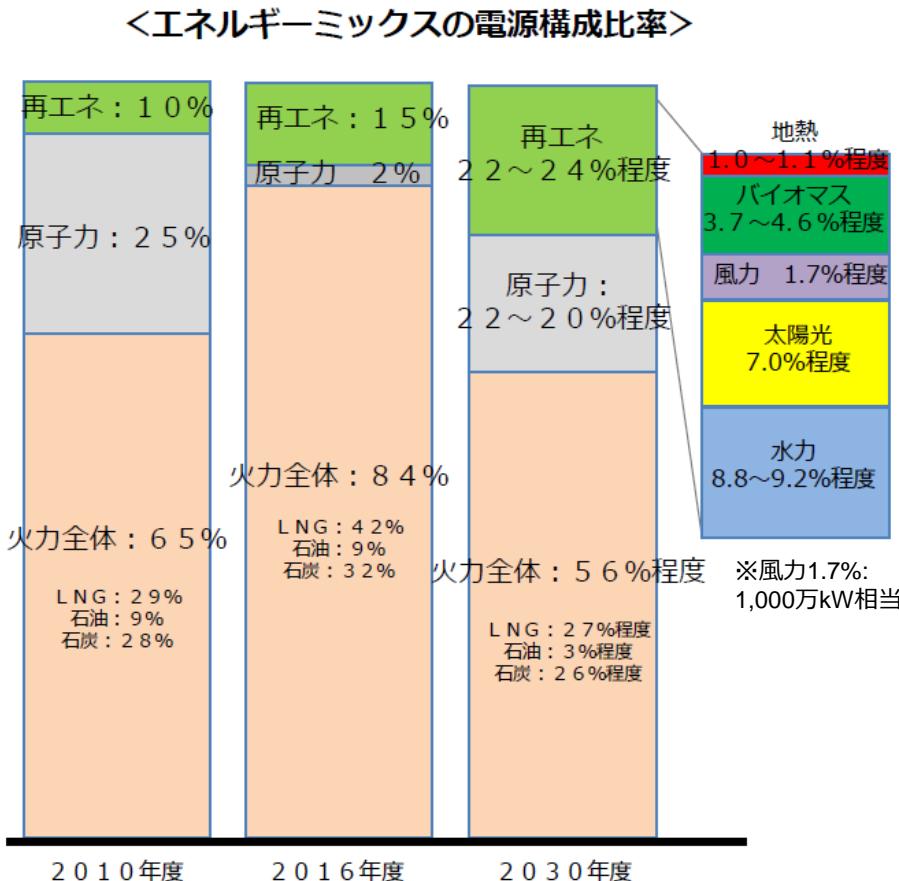
再エネ海域利用法に基づく制度と 環境影響評価手続について

令和2年2月21日
環境省



我が国における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

- エネルギーミックスでは、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率は22-24%。先ずは、この実現に向けて取り組みを進めていくことが重要
- 日本の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは約20.7億kW。その内、**風力発電が約81%**も占める。



出所：国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案
(資源エネルギー庁 2018年10月)

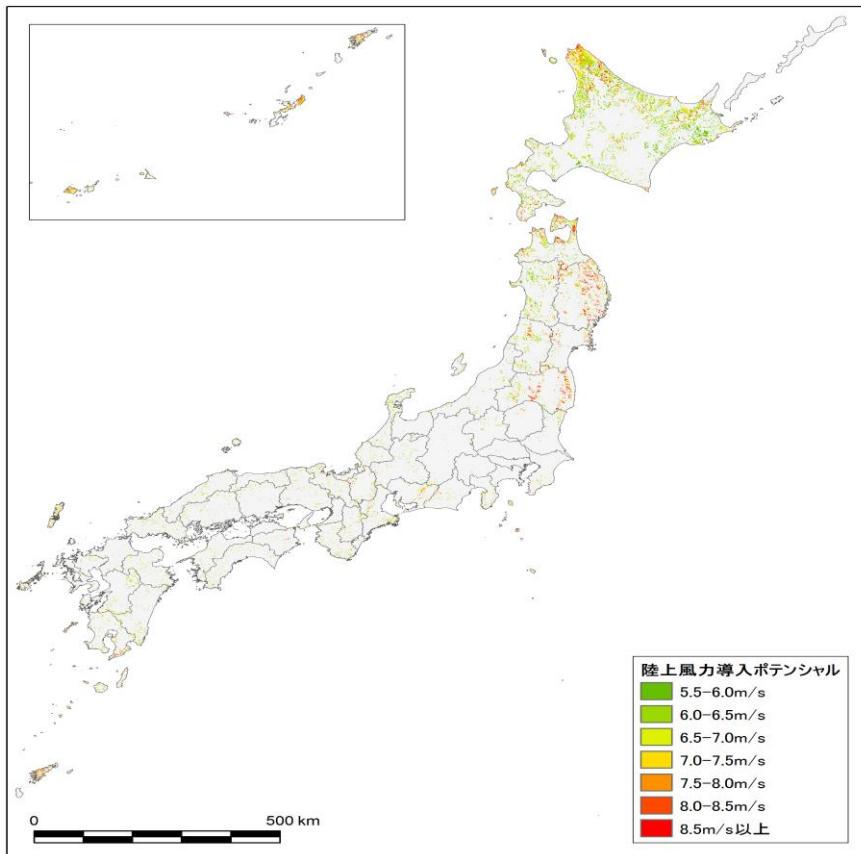
項目	賦存量		導入ポテンシャル
	現状の技術水準で利用可能な資源量	採取・利用に関する制約を考慮した資源量	
発電	太陽光	住宅系建築物等 公共系建築物等	— (調査対象外) 35,958万kW
	風力	陸上風力(年間平均風速5.5m/s超) 洋上風力(着床・浮体、6.5m/s超)	427,156万kW 169,852万kW
	中小水力	河川部、容量3万kW以下	979万kW 901万kW
	地熱	蒸気フラッシュ(150°C以上)	2,219万kW 785万kW
	合計		207,496万kW
熱	太陽熱		— 4,355～4,898億MJ/年
	地中熱(地中熱ヒートポンプ)		— 50,500億MJ/年

出所：環境省、再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報報告書
(太陽光住宅系建築物等：平成25年度、太陽光公共系建築物等：
平成24年度、風力：平成27年度、中小水力：平成27年度、
地熱：平成25～26年度、太陽熱：平成25年度、地中熱：平成27年度)

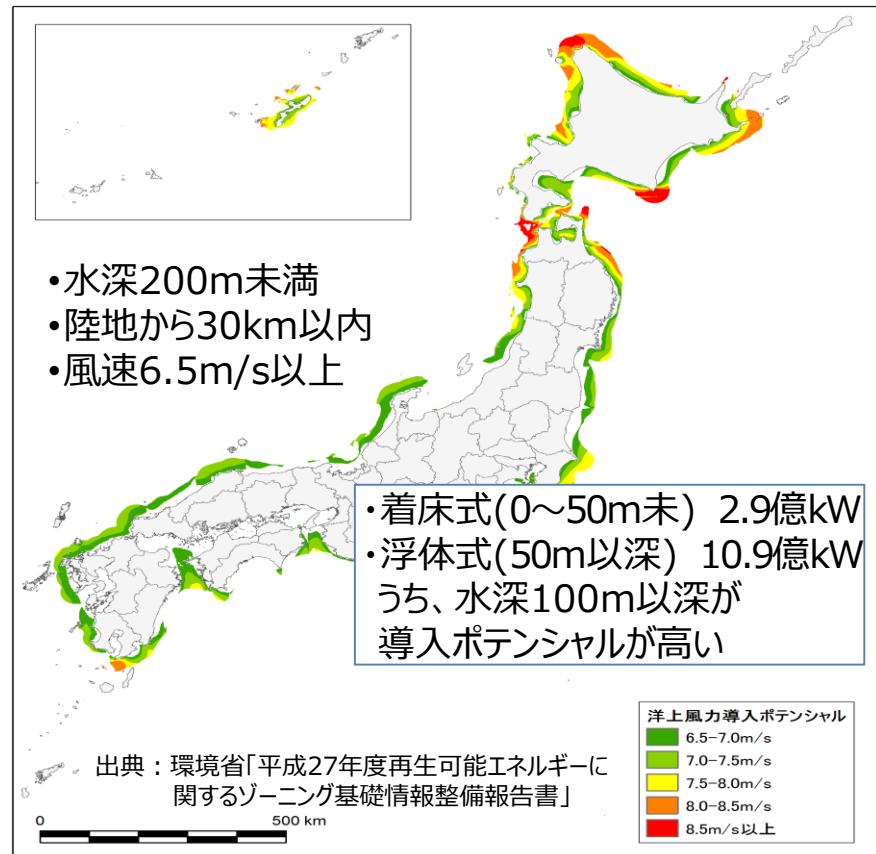
風力発電の導入ポテンシャル

- 洋上風力発電は陸上に比べて大きな導入ポтенシャル(再エネ電源の中で最大)
- 脱炭素社会の構成に向けては、洋上風力発電の導入拡大が重要

陸上風力発電：2.7億kW



洋上風力発電：13.8億kW



洋上風力発電の導入状況及び計画

■ 現在、我が国における導入状況と、環境アセスメント手続き中（※一部完了したものを含む）の計画は以下のとおり。（導入量は約2万kW、環境アセス手続き中の案件は約1336万kW）

	【稼働中】 事業名	出力(最大) 単位：万kW	
A	長崎県五島（平成27年度実証終了）0.2万kW×1基	0.2	長崎県
B	千葉県銚子沖（平成28年度実証終了）0.24万kW×1基	0.2	千葉県
C	北九州市沖（平成28年度実証終了）0.2万kW×1基	0.2	福岡県
D	浮体式洋上超大型風力発電機設置実証事業（福島県沖） (実証事業実施中、0.2万kW, 0.5万kW, 0.7万kW×各1基)	1.4	福島県

	【評価書】 事業名	出力(最大) 単位：万kW	事業地
1	(仮称) 五島市沖洋上風力発電事業	2.2	長崎県
2	(仮称) 秋田港洋上風力発電事業	5.5	秋田県
3	(仮称) 能代港洋上風力発電事業	8.4	秋田県

【準備書】

4	むつ小川原港洋上風力発電事業	8.0	青森県
5	(仮称) 安岡沖洋上風力発電事業	6.0	山口県
6	石狩湾新港洋上風力発電事業	10.4	北海道
7	(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業	83.8	秋田県
8	(仮称) 秋田県北部洋上風力発電事業	44.8	秋田県

【方法書】

9	(仮称) つがる洋上風力発電事業	48.0	青森県
10	(仮称) つがる西洋上風力発電事業	80.0	青森県
11	北九州響灘洋上ウインドファーム（仮称）	22.0	福岡県
12	(仮称) 陸奥湾洋上風力発電事業	80.0	青森県
13	(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業	18.0	秋田県
14	(仮称) 西海江島洋上風力発電事業	24.7	長崎県
15	(仮称) 青森西北沖洋上風力発電事業	50.0	青森県
16	(仮称) 秋田洋上風力発電事業	72.2	秋田県
17	(仮称) 唐津洋上風力発電事業	40.9	佐賀県

※2019年11月25日時点。数値は環境影響評価図書からの引用。

※事業実施（想定）区域が重複する事業も含まれる。

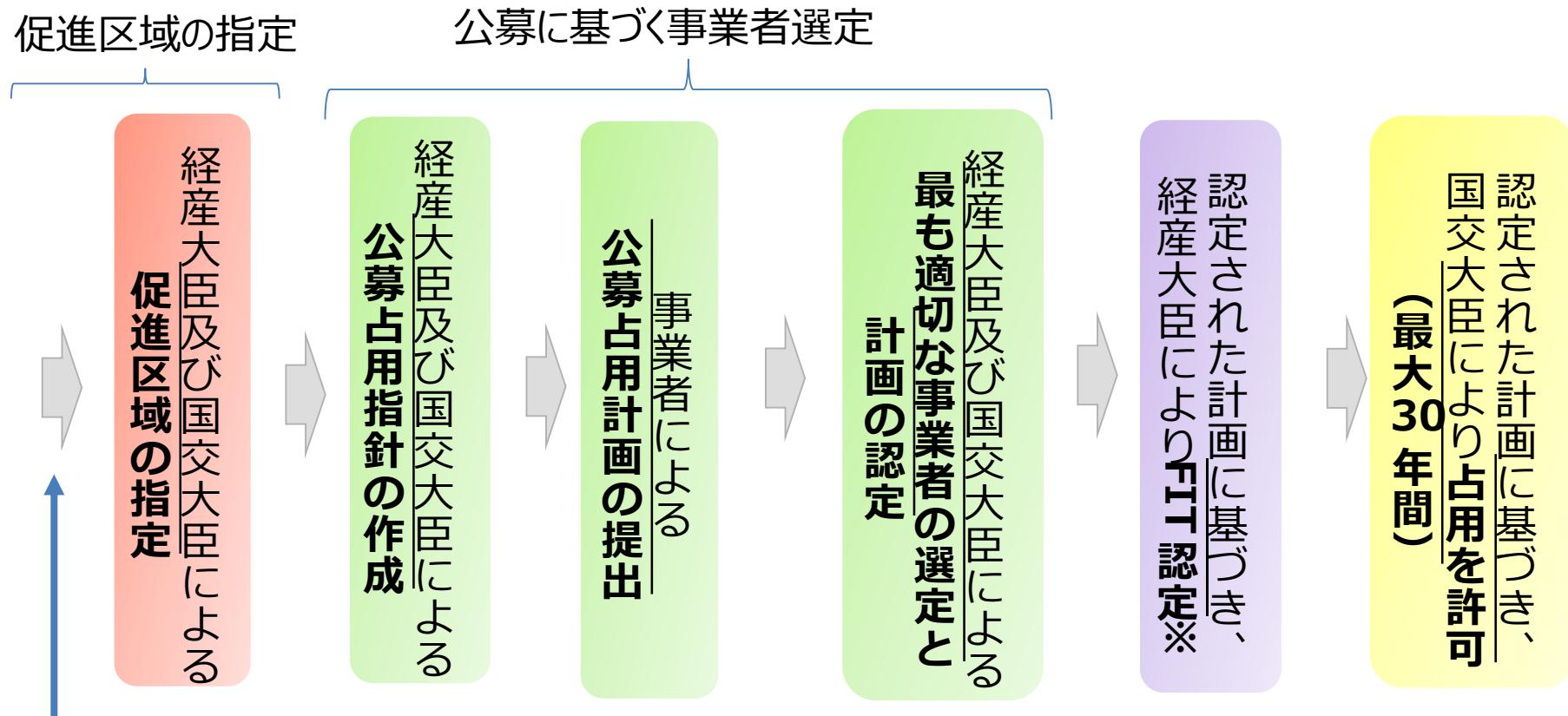
【配慮書】	事業名	出力(最大) 単位：万kW	事業地
18	(仮称) 横浜町洋上風力発電事業	8.0	青森県
19	(仮称) 秋田中央海域洋上風力発電事業	50.0	秋田県
20	(仮称) パシフィコ・エナジー・和歌山西部洋上風力発電事業	75.0	和歌山県
21	(仮称) パシフィコ・エナジー・遠州灘洋上風力発電事業	65.0	静岡県
22	(仮称) 新潟県北部沖洋上風力発電事業	50.0	新潟県
23	(仮称) 能代・三種・男鹿沖洋上風力発電事業	54.0	秋田県
24	(仮称) パシフィコ・エナジー・南伊豆洋上風力発電事業	50.0	静岡県
25	(仮称) 西海洋上風力発電事業	51.3	長崎県
26	(仮称) 銚子沖洋上風力発電事業	37.0	千葉県
27	(仮称) 北海道石狩湾沖洋上風力発電事業	100.0	北海道
28	(仮称) 檜山エリア洋上風力発電事業	72.2	北海道
29	(仮称) 唐津洋上風力発電事業Phase 2	20.0	佐賀県
30	(仮称) あわら沖洋上風力発電事業	20.0	福井県
31	(仮称) 鯵ヶ沢洋上風力発電事業	43.2	青森県
32	(仮称) 福井県あわら洋上風力発電事業	35.0	福井県

稼働中の案件	出力合計 単位：万kW
港湾区域	約0.2
一般海域	約1.8

環境アセス手続中の案件	出力合計 単位：万kW
港湾区域	約54.3
一般海域	約1281.3

- 海洋に関する施策との調和を図りつつ、洋上風力発電の整備に係る海域の利用を促進するため、促進区域の指定、当該区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずる「**海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律**」（再エネ海域利用法）が**2018年11月に成立し、2019年4月1日に施行**された。
- 2019年7月30日に協議会の組織や国による風況・地質調査の準備を直ちに開始する**4区域（①秋田県能代市、三種町および男鹿市沖、②秋田県由利本荘市沖（北側・南側）、③千葉県銚子沖、④長崎県五島市沖）が有望な区域として選定。長崎県五島市沖が促進区域指定**されるとともに、他地区においても促進区域指定に向け協議会等で合意形成が図られているところ（R1. 1月末時点）。
- 令和2年度に向けたプロセスとして、都道府県において想定する有望な区域に関する**情報提供の受付を開始している（2019年12月13日～2020年2月14日）**

再エネ海域利用法の概要



経産大臣及び
国交大臣による
区域の状況の調査

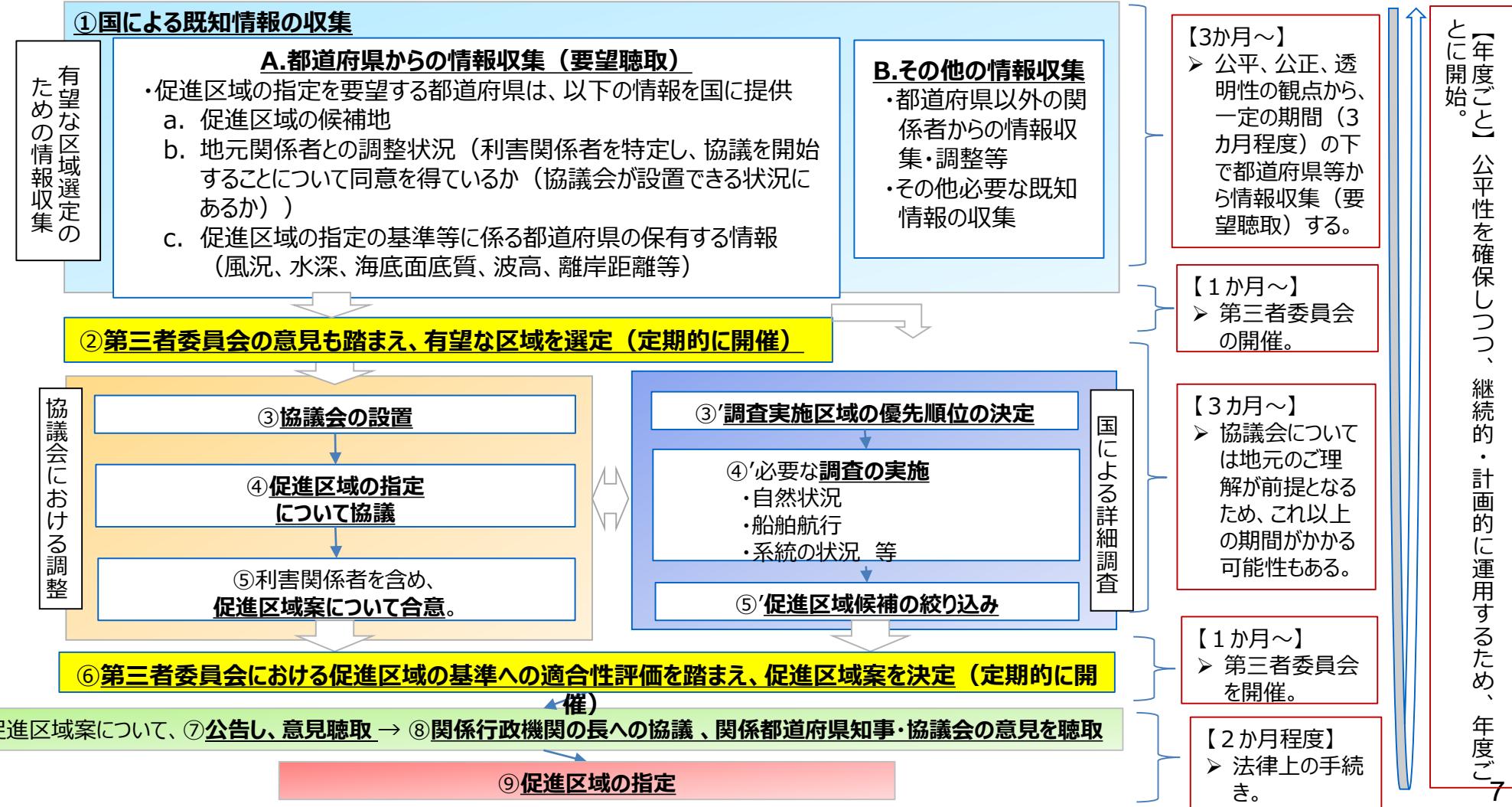
農水大臣、環境大臣
等の関係行政機関の長への協議

先行利用者等を
メンバーに含む
協議会の意見聴取

区域指定の案
について公告
(利害関係者は
意見提出が可能)

促進区域の指定プロセス

- 促進区域の指定に向けては、都道府県からの情報収集等を踏まえ、有望な区域等を整理した上で、この整理に応じて、協議会における調整や国による詳細調査を進めていくこととしている。



促進区域指定後の公募プロセス

＜促進区域の指定＞

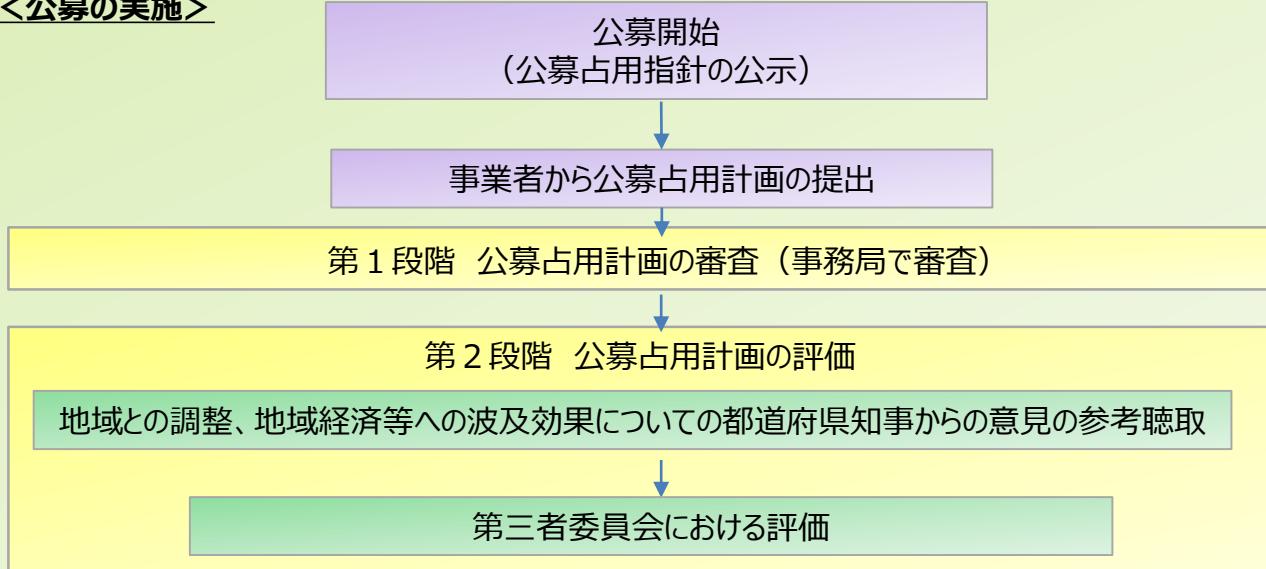
＜「占用公募制度の運用指針（仮称）」に基づき公募占用指針を作成＞



国が行う
調査
(公募に当た
り必要な情報
の提供)

- 【2か月～】
 ▶ 都道府県知事等へ意見聴取をしながら、区域ごとの事情等も考慮して公募占用指針の案を作成。

＜公募の実施＞



- 【原則6か月】
 ▶ 公募に必要な期間は原則6ヶ月

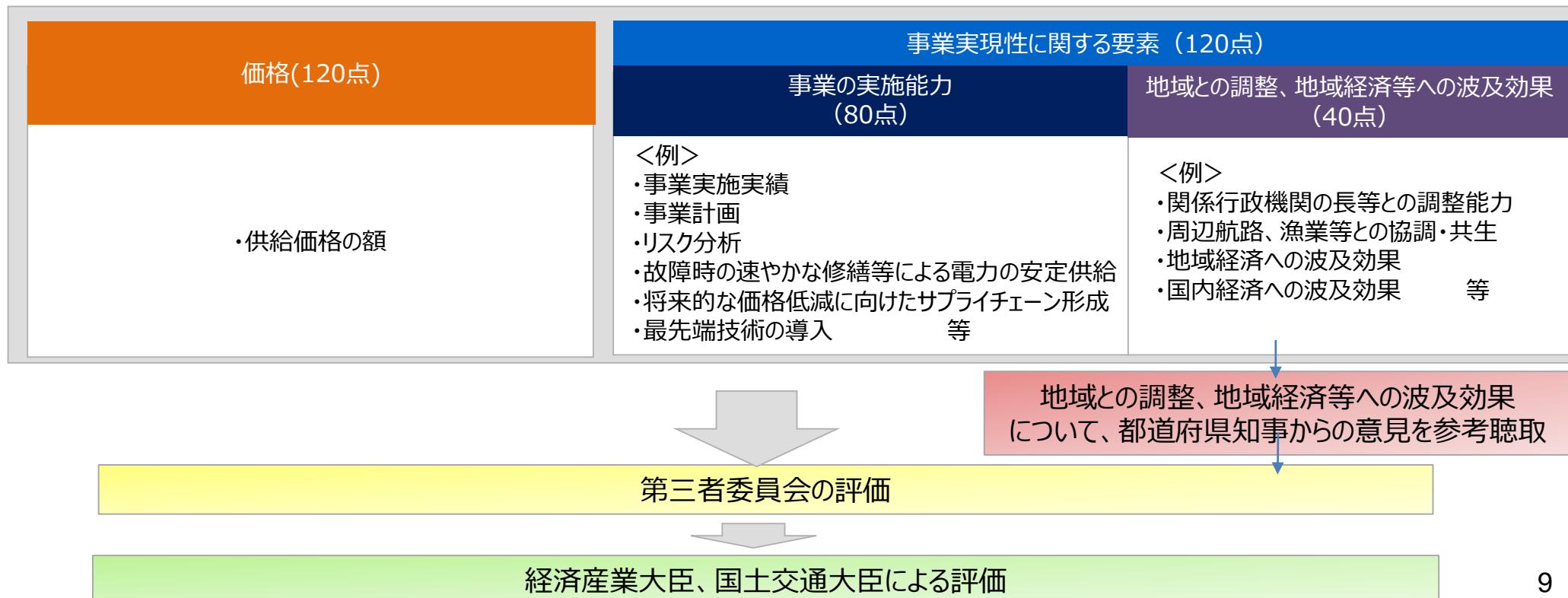
- 【2か月～】
 ▶ 適合審査に必要な期間は2ヶ月程度

- 【3か月～】
 ▶ 評価に必要な期間は3ヶ月程度

＜事業者選定＞

公募占用計画の評価の全体像

- 再エネ海域利用法第15条においては、「海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者」を選定するとされており、これを踏まえ、供給価格を最も重要な要素としつつ、総合的に評価することとする。
- 一方で、洋上風力プロジェクトは、長期にわたり海域を占用すること、地域の先行利用者等の関係者との調整が必要なことに加えて、特に部品数の多さ・長期メンテナンスの必要性により地域経済等への波及効果が大きいことから、①事業の実施能力、②地域との調整や事業の波及効果という観点から事業実現性に関する要素を評価する必要。
- これらを踏まえ、事業実現性に関する評価項目と供給価格の配点は、当初は1：1とし、引き続き方式の精査を図り、実績が蓄えられた段階で、欧州の事例も踏まえ、成熟した事業実現性を前提として、価格に重点を置いた配点への見直し等を検討する。
- なお、地域と結びつきの強い他の入札事例も踏まえ、事業実施能力と地域との調整等の配点は、2：1とする。



再エネ海域利用法と環境影響評価手続の関係

○再エネ海域利用法における環境省の関与

- ・促進区域の指定にあたっては、経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋環境の保全の観点から、環境大臣とも協議を行うこととされている。
- ・協議会においても、環境省は必要に応じて参加、助言、資料の提供等の協力ができる。
- ・事業者を公募する際の公募占用指針においても、環境大臣への協議の結果、反映すべき環境配慮に関する事項がある場合には、勘案されることとされている。

○再エネ海域利用法と環境影響評価手続の関係

- ・基本方針においては、「経済産業大臣及び環境大臣は、環境への配慮が適切になされていることを前提としつつ、海洋再生可能エネルギー発電の円滑な導入に資するよう、環境影響評価審査の簡素化による期間の短縮化を図る」とされている。
- ・なお、再エネ海域利用法においては環境影響評価法の特例は設けられておらず、公募によって選定された事業者は、環境影響評価法に基づき環境影響評価手続を実施する必要がある。